

岡山県  
神社庁

# 報 廳

発行所  
岡山県神社庁  
教化委員会 広報部会

〒703-8272 岡山市中区奥市3-22  
TEL 086-270-2122  
FAX 086-270-2123  
<http://www.okayama-jincho.or.jp/>



祝祭日には国旗  
を掲げましょう



倉敷市真備町 穴門山神社  
山の申高台にあり、建物は豪雨災害は免れたが、道が寸断され、開通まで行くことができず、草が伸び放題となったが、その後道が開通したとのこと。

岡山県神社総代会

【事務局】

会長 中島 博

参事 瀧本 文典

主事 岡本 好範

録事 山田 容子

岡山県神社庁

庁長 牧 博嗣

副庁長 藤山 知之進

理事 佐々木 講治

戸部 廣徳

岡部 典雄

伏見 正司

太田 浩彦

日野 正彦

林 浩平

春名 光明

藤原 光利

生駒 五三六

近藤 有生

高山 命之

高山 俊忠

協議員会議長

監事

高 山 俊忠

近 藤 有生

生 駒 五三六

藤 原 光利

春 名 光明

林 浩平

日 野 正彦

太 田 浩彦

伏 見 正司

岡 部 典雄

戸 部 廣徳

佐 々 木 講治

皇紀二六七九年己亥歳

## 謹賀新年

## 年頭所感



## 御代替わりの節目の年を迎えて

平成三十一年己亥の新春を迎え、皇室の弥栄と、県内各神社の御社頭のご隆昌と皆様方のご健勝ご多幸をお祈り申し上げます。

昨年は、全国の至る所で大きな災害が発生した年でした。

中でも、七月の西日本豪雨災害では、当県にも甚大な被害をもたらしました。

この災害により、亡くなられました方々のご冥福をお祈り申し上げますと共に、被災されました多くの皆様によりお見舞いを申し上げます。

一日も早く復興されますようお祈り申し上げます。

当県の神社関係者の被害は、社殿、境内地の損壊浸水土砂崩れを始め、氏子の被害も含め、県下七十四社に及び

神職で被災された方も六名おられました。

八月八日には、神社本庁田中総長が来岡され、お見舞金を戴き、その上、被災地の真備地区長御崎神社（小橋道典宮司）などを視察、見舞っていただきました。

この度の災害を受けて、県内神社関係者の皆様に義捐金をお願いを致しましたところ、吉備津神社及び職員一同より二百九十万円を含め県内の皆様より七百万円余り、又、神宮より三百万円、出雲大社より百万円、山口県神社庁、白山比咩神社職員及び崇敬者有志等県外からも多数お寄せいただき、義捐金合計金額が約一千百六十万円余りに上りました。

それに加え、神社本庁の「神社本庁災害対策資金」より緊急支出総額壹千五百萬円が役員会で決議、十月の本庁評議員会で承認され、当県には三百六十六万円の拠出がありました。誠にありがたく衷心より厚く御礼申し上げます。

又、災害直後被災神職への白衣、装束等のご提供をお願いしたところ、早速皆様からお寄せいただき、七月十六日には被災された方々の下へお届けすることができました。

その上、広島県護国神社からも出張祭典用や大小いろいろ織り交ぜた案や太鼓二台をご提供いただきました。

各方面からの真心籠るご支援に対し、誠にありがたく深く感謝申し上げます。

今年度は、年度当初の八月から九月初めにかけて、全国教育関係神職協議会（八月七日～九日）【岡山国際ホテル】全国教師研究大会（八月二十七日～二十八日）【ホテルグランビア】全国一宮会（九月四日～五日）【吉備津神社】が当県で開催されました。

地元関係者の皆様は、準備から当日のお世話までご苦労も多々あったと思いますが、全国から夫々の神社関係者が岡山に集い、交流が深められました事は大変意義深い事であったと思います。

さて、本庁が昨年より取り組んでいる「過疎地域神社活性化推進施策」に当県では、津山市二宮の「高野神社」を中心とした地域が昨年四月に認定を受け活動を始めております。当神社は当初より特区の認定を切望しており、

五月にはこの施策の委員長を務める加藤常務理事を初め牛尾部長等本庁職員も同行し津山市内の関係神社を視察され、七月に重点支援の特区指定通知を受け、十一月十九日岡山県神社庁に於

いて加藤常務理事に川村、面山両理事も同行されるといふ力の入れようにより戸惑いながら、特区指定書の交付を受けました。全国で特区に指定されたのは、愛媛県、長崎県、そして、当県の三県のみであります。従って、注目度もあり、それなりの成果も求められると思いますが、それだけに遣り甲斐もあると思います。変革の起爆剤になることを期待して止みません。

昨年、県内の神社実態調査を実施させていただきました。回答率は九五・八パーセントでした。

注目すべきは、三年以内に護持困難となる神社が七十七社、後継者については、「無し」との回答が六十九名、未定を含めると約半数に上るといふ深刻な状況が浮き彫りとなりました。先ずは各支部に於いて詳細な把握をして頂き神社庁共々最善の方途を探ってきたいと思えます。

本年は、大きな行事が目白押しで、四月十日には「天皇陛下御即位三十年奉祝感謝の集い」が予定されています。そして、五月一日新帝陛下がご即位をされ、奉祝の諸儀式が執り行われます。この年が、御代替わりに相応しい良き年となりますよう、神社界挙げて奉祝の誠をささげたいと存じます。



臨時協議員会

平成二十九年度神社庁収支決算承認  
十一月十二日、神社庁講堂において  
臨時協議員会が開催された。

開会行事の後、牧庁長が七月の西日  
本豪雨災害により被災された神社関係  
者にお見舞いの言葉を述べられ、県内  
の被害状況が報告された。社殿及び境  
内地の損壊、浸水、土砂崩れ等が四十  
二件、氏子地域の被害を含めると七十  
四件、神職の被災者が六名。神社庁か  
ら義捐金を依頼したところ県内神社、  
神職等から七〇〇万円余り、県外の神  
社を合わせると八五〇万円余り、神社  
本庁の本庁災害対策資金から三六六万  
円の醸出があり、総額一二三万円と  
なった。また、広島県護國神社からは  
種々の案、太鼓等の奉納があった。義  
捐金は被災神社へ早急に届ける予定で  
ある。被災された神職においては見舞  
金醸出の規則がないので、今回は交際  
費から醸出する旨の了承を得た。また、  
神社本庁の進める「過疎地域神社活性  
化推進施策」は津山市二宮の高野神社  
を中心とした地域が選定された旨の報  
告がなされた。

議が始まった。  
左記四議案が一括議題として上程さ  
れ、日野財務委員長がそれぞれの議案  
について説明を行った後、近藤監事か  
ら監査報告がなされた。

○議案第一号『平成二十九年度岡山県  
神社庁一般会計歳入歳出決算』

○議案第二号『平成二十九年度岡山県  
神社庁別途会計収支決算』

○議案第三号『平成二十九年度岡山県  
神社庁事業会計決算』

○議案第四号『岡山県神社庁財産目録』  
質疑は無く、満場一致で可決された。

○議案第五号『平成三十年度岡山県神  
社庁一般会計歳入歳出補正予算案』

日野財務委員長から御代替奉祝費に  
一〇〇万円の予算を新設項目として計  
上した旨の説明が成された。

質疑は無く満場一致で可決され、閉  
会となった。

続いて長江議長が登壇し、議事の審

平成30年度 岡山県神社庁

一般会計歳入歳出補正予算案

(平成30年7月1日～平成31年6月30日)

歳入の部

(単位：円)

科 目	補正予算額	既決予算額	増 減 (△)
前 期 繰 越 金	29,086,576	27,972,515	1,114,061
歳 入 合 計	137,447,576	136,333,515	1,114,061

歳出の部

(単位：円)

科 目	補正予算額	既決予算額	増 減 (△)
Ⅲ 事 務 局 費	31,900,000	31,300,000	600,000
4 給 料 及 び 福 利 厚 生 費	17,150,000	16,750,000	400,000
(3) 各 種 保 険 料	2,500,000	2,100,000	400,000
5 庁 費	6,800,000	6,600,000	200,000
(1) 備 品 費	1,400,000	1,200,000	200,000
XI 御 代 替 奉 祝 費	1,000,000	0	1,000,000
XII 予 備 費	19,871,776	20,357,715	△ 485,939
当 期 歳 出 合 計	137,447,576	136,333,515	1,114,061
歳 出 合 計	137,447,576	136,333,515	1,114,061

平成29年度 岡山県神社庁

一般会計歳入歳出決算書

(平成29年7月1日～平成30年6月30日)

歳入総額 136,349,945円

歳出総額 107,263,369円

歳入の部

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差異
<b>I 神饌及幣帛料</b>	<b>870,000</b>	<b>868,600</b>	<b>1,400</b>
1 本庁幣	620,000	610,600	9,400
2 神饌及初穂料	250,000	258,000	△8,000
<b>II 財産収入</b>	<b>6,000</b>	<b>4,280</b>	<b>1,720</b>
<b>III 負担金</b>	<b>36,920,000</b>	<b>36,940,350</b>	<b>△20,350</b>
1 神社負担金	25,844,000	25,851,720	△7,720
2 神職負担金	9,230,000	9,241,030	△11,030
3 支部負担金	1,846,000	1,847,600	△1,600
<b>IV 交付金</b>	<b>64,100,000</b>	<b>64,527,780</b>	<b>△427,780</b>
1 本庁交付金	1,000,000	1,552,300	△552,300
2 神宮神徳宣揚費交付金	62,700,000	62,700,000	0
3 本庁補助金	400,000	275,480	124,520
<b>V 寄付金</b>	<b>10,000</b>	<b>0</b>	<b>10,000</b>
<b>VI 諸収入</b>	<b>6,805,000</b>	<b>5,063,854</b>	<b>1,741,146</b>
1 表彰金	50,000	50,000	0
2 預金利子	5,000	196	4,804
3 申請料・任命料	2,000,000	1,942,000	58,000
4 会費	4,450,000	2,650,000	1,800,000
5 雑収入	300,000	421,658	△121,658
<b>VII 繰入金</b>	<b>1,200,000</b>	<b>1,200,000</b>	<b>0</b>
<b>当期歳入合計</b>	<b>109,911,000</b>	<b>108,604,864</b>	<b>1,306,136</b>
前期繰越金	25,577,486 (27,745,081)	27,745,081	△2,167,595 (0)
<b>歳入合計</b>	<b>135,488,486</b> (137,656,081)	<b>136,349,945</b>	<b>△861,459</b> (1,306,136)

歳出の部

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差異
<b>I 幣帛料</b>	<b>2,300,000</b>	<b>2,149,500</b>	<b>150,500</b>
1 本庁幣	2,200,000	2,109,500	90,500
2 神社庁幣	100,000	40,000	60,000
<b>II 神事費</b>	<b>400,000</b>	<b>323,913</b>	<b>76,087</b>
<b>III 事務局費</b>	<b>30,372,000</b> (31,072,000)	<b>26,757,908</b>	<b>3,614,092</b> (4,314,092)
1 表彰並びに儀礼費	1,300,000	878,666	421,334
(1) 各種表彰費	500,000	413,544	86,456
(2) 慶弔費	800,000	465,122	334,878
2 会議費	200,000 (700,000)	321,230	△121,230 (378,770)
3 役員関係費	1,400,000	1,400,000	0
(1) 役員報酬	1,280,000	1,280,000	0
(2) 地区会議関係費	120,000	120,000	0
4 給料及び福利厚生費	16,272,000 (16,472,000)	16,324,498	△52,498 (147,502)
(1) 給料	8,472,000 (8,672,000)	8,766,000	△294,000 (△94,000)
(2) 諸手当	5,000,000	5,450,412	△450,412
(3) 各種保険料	2,700,000	2,036,521	663,479
(4) 職員厚生費	100,000	71,565	28,435
5 庁費	5,950,000	4,818,814	1,131,186
(1) 備品費	700,000	549,854	150,146
(2) 図書印刷費	750,000	692,061	57,939
(3) 消耗品費	1,400,000	1,060,176	339,824
(4) 水道光熱費	1,200,000	1,192,569	7,431
(5) 通信運搬費	900,000	811,607	88,393
(6) 雑費	1,000,000	512,547	487,453
6 交際費	1,100,000	915,522	184,478
7 旅費	3,000,000	1,361,290	1,638,710
8 維持管理費	950,000	574,238	375,762

科 目	予算額	決算額	差異
9 法務対策費	200,000	163,650	36,350
<b>IV 指導奨励費</b>	<b>13,499,000</b> (13,839,000)	<b>10,229,973</b>	<b>3,269,027</b> (3,609,027)
1 教化事業費	4,258,000 (4,598,000)	4,056,324	201,676 (541,676)
(1) 教化費	550,000	617,070	△67,070
(2) 広報費	930,000	752,208	177,792
(3) 事業費	458,000	351,509	106,491
(4) 神宮奉賛費	970,000 (1,310,000)	1,003,396	△33,396 (306,604)
(5) 育成費	1,350,000	1,332,141	17,859
2 神社庁研修所費	5,500,000	3,038,074	2,461,926
(1) 研修費	2,000,000	1,104,731	895,269
(2) 権正階講習費	3,500,000	1,933,343	1,566,657
3 祭祀研究費	1,850,000	1,388,515	461,485
4 各種補助金	1,891,000	1,747,060	143,940
(1) 神政連関係費	135,000	135,000	0
(2) 神青協補助金	450,000	450,000	0
(3) 氏青協補助金	90,000	90,000	0
(4) 県教神協補助金	90,000	90,000	0
(5) 女子神職会補助金	162,000	162,000	0
(6) 県敬婦連補助金	117,000	117,000	0
(7) 神楽部補助金	90,000	90,000	0
(8) 作州神楽補助金	27,000	27,000	0
(9) 支部長懇話会補助金	150,000	150,000	0
(10) 神宮大祭派遣補助金	30,000	30,000	0
(11) 教諭師関係費	350,000	249,030	100,970
(12) 団体参拝補助金	200,000	157,030	42,970
<b>V 各種積立金</b>	<b>6,510,000</b>	<b>6,510,000</b>	<b>0</b>
1 職員退職給与積立金	850,000	850,000	0
2 正副庁長退任慰労金積立金	160,000	160,000	0
3 庁舎管理資金積立金	2,500,000	2,500,000	0
4 次期式年遷宮準備金	2,000,000	2,000,000	0
5 災害見舞積立金	500,000	500,000	0
6 関係者大会積立金	500,000	500,000	0
<b>VI 神社関係者大会費</b>	<b>600,000</b>	<b>521,810</b>	<b>78,190</b>
<b>VII 負担金</b>	<b>22,626,150</b>	<b>22,072,026</b>	<b>554,124</b>
1 本庁災害慰謝負担金	303,150	303,150	0
2 本庁負担金	6,063,000	6,063,000	0
3 本庁特別納付金	13,000,000	12,750,736	249,264
4 支部負担金奨励費	2,960,000	2,955,140	4,860
5 負担金特別対策費	300,000	0	300,000
<b>VIII 渉外費</b>	<b>720,000</b>	<b>477,400</b>	<b>242,600</b>
1 友好団体関係費	370,000	331,650	38,350
2 時局対策費	100,000	64,800	35,200
3 同和対策費	250,000	80,950	169,050
<b>IX 神宮神徳宣揚費交付金</b>	<b>33,000,000</b>	<b>32,710,000</b>	<b>290,000</b>
<b>X 大旗頒布事業関係費</b>	<b>5,900,000</b>	<b>5,510,839</b>	<b>389,161</b>
1 頒布事務費	500,000	369,375	130,625
2 頒布事業奨励費	5,400,000	5,141,464	258,536
<b>XI 予備費</b>	<b>19,561,336</b> (20,688,931)	<b>0</b>	<b>19,561,336</b> (20,688,931)
<b>当期歳出合計</b>	<b>(135,488,486)</b> 137,656,081	<b>107,263,369</b>	<b>28,225,117</b> (30,392,712)
次期繰越金	0	29,086,576	△29,086,576
<b>歳出合計</b>	<b>135,488,486</b> (137,656,081)	<b>136,349,945</b>	<b>△861,459</b> (1,306,136)

注1 差異は、決算額が予算額に比し、超過した場合△で表示する。

注2 表中の( )内は補正予算額。



# 西日本豪雨



真備町に住まいさ  
れ、神社もご自宅も  
被災され、大きな被  
害を受けられました  
松浦宮司様から寄稿  
いただきました。い  
まだ復興も思うよう  
にならず、大変お忙  
しい中ありがとうございます。松浦宮  
司様はじめ、被災さ  
れました各神社の関  
係皆様に改めてお見  
舞い申し上げます。

西日本豪雨  
(大災害に直面して)  
倉敷市真備町  
西園神社 宮司  
松浦 謙 二

平成の三十年間は、平成七年の神戸  
沖、平成二十三年の東日本、そして今  
年の西日本に始まり、大阪、北海道の  
大雨、台風、地震と続き、まさしく災  
害の御世となりました。

我々は平素から産土神社を通じて、  
大自然の恵みに報恩感謝の誠を捧げて  
います。その恵みである雨や風がこの  
度のように集中的に、しかも大量に大  
雨・台風に変化し襲い掛かり、人命・  
生活基盤・ライフラインの決定的破壊  
を招く結果となりました。この現実を  
どう考え、どうこれからに活かすか  
です。

瀬戸内式気候の温暖で、晴れの国の  
既成概念を一新しました。又人智を越  
える予想だにしない、想定外現象は私  
どもを震撼させました。それもそのは  
ず、三メートルから五メートルの泥水  
が三時間ぐらいの短時間で押し寄せる  
様は、まさしく生き地獄絵巻を見るよ  
うでありました。真備地区だけで五十



一名の命を失いました。これまで創り  
上げた自分歴史は全て失いました。が  
最も大事な命だけは、今度の惨事のな  
かで残して頂いたことは、感激と感謝  
であります。

改めて授かった命をこれからの余生  
に活かすことは勿論ですが、今回の体  
験は私に多くの教訓を与えてくれまし  
た。

- ①有限である建物や形は、災害時にお  
いては無に帰しますが、人類の命は、  
伝統や歴史と共に無限である。
- ②産土神社区域における宮司として、



神の祈り（神の意乗り）に乗っていた神事が出来ていたかどうかを、思い知らされた。

③今回を節目として、物、金に頼らない物質文明から、相手の気持ちに寄り添う心の精神文明への役割を、率先して務める責務と使命を感じました。

④スクラップ・アンド・ビルド法は自然の理であり、今回の豪雨を大自然の自らの意思によるスクラップ法と素直に受け入れること。

⑤目先の現象に囚われて、神社を中心にした八紘一宇の日本文化の根幹を、見失ってはならないこと。等であります。

結論

我々人類は、神代から今世に続く永い歴史経過をみますが、この間に幾度とない千変万化、天変地変を繰り返してきました。今回奇しくも世紀に一度あるかないかの、天地が激変する災禍を経験出来たことを深く受け止め、次の時代に残す大きなテーマを頂いたように思います。

それは、大自然への畏れ敬う心と、畏怖心という恐怖に陥れる全く相いれない表裏一体の共生テーマであります。

す。平素は心地よい風やそぼ降る雨や、秋の好季節に垣間のぞかす太陽の温かさに感謝やお礼をいいます。しかし、風が台風、雨が豪雨に、土が地震に大変化なして、大量に迫りくる様と平常のそれとは、一体のものであることを深く自意識に刻み込み、この難を難としない天の恵み、地の恵みの偉大さの畏敬の心を、より平素から強く持ち、氏子に天地間の結び（産霊）固めの神道精神を、伝えることの必要性を強く感じた次第です。







写真は、吉備支部松浦宮司と、小橋宮司の良御崎神社、国司神社、東園神社などを撮影した吉備支部などから提供いただきました。









**「第二十四回  
こども伊勢参り」を引率して**  
 岡山県神社庁教化委員会育成部 吉岡寛人

この度、私は八月二十日から二泊三日の予定で二十四回目になる「こども伊勢参り」に引率神職として二度目の参加を致しました。今回のこどもの参加は二十二名。引率神職は六名となりました。初日は津山から出発し岡山駅を経由して伊勢に向かいますが、渋滞で遅れて昼食が十四時頃にずれ込み、こども達の表情も少し疲れていましたが、二見興玉神社に着くと魚が水を得たように元氣を取り戻していました。毎の自由参拝として時間を設けていたのですが、参拝が終わると残りの時間は遊ぶことに

一生懸命でした。神宮会館に着く頃には夕食の時間となり、初めての食前感謝・食後感謝に戸惑うこども達もいましたが、最終日には当たり前のよう作法ができるようになり感心しました。二日目は、朝早くに起床し外宮参拝に向かいました。到着すると神社本庁職員の方が出迎えて下さり、この事業に大変理解して頂いている事を嬉しく思いました。本庁職員と神宮職員を先導にこども達の表情はまだまだ遠足気分の顔でしたが、御垣内参拝になると表情も緊張し真剣な眼差しになっていた気がしました。朝食のため神宮会館に戻り、いよいよ内宮に向かいます。宇治橋前で整列する頃は、外宮での御垣内参拝を思い出したかのように自然に表情も引き締まり、文書では綴れない独特な緊張感がこども達にも伝わりましたように感じました。混雑等で予定が変更になり火鑽の体験をしました。こども達も興味津々で神宮職員の方の説明を食い入るように聞いて、希望したこどもには火鑽体験までさせてもらい、昔から伝えられた変わらない「まつり」に興味を持ってくれたと感じました。その後、神楽殿

で御神楽奉納をしました。内宮御垣内参拝に向かい、その後も神宮職員の説明をしつかり聞いていました。帰りの道中に初めての御垣内参拝や、神楽を見てこども達も少し興奮気味に氏神様の祭りや境内の様子を話していて、「静かに歩きなさい」と注意をしましたが胸の内では微笑ましく内宮を後にしました。三日目は、奈良県に向かい春日大社に参拝に行きました。連日続いた緊張で、少しこども達も疲れた様子で体調を崩す子もいましたが、散歩をしている鹿を見て疲れもどこかに飛んでいった様子でした。春日大社の神職に出迎えて頂きながらも鹿のほうに氣を取られていたこどももいたようですが、本殿を見ると美しさに驚く様子でした。手水舎で清めるこども達も他の参拝者のお手本でもしているかの様で神職を先導に正式参拝致しました。その後も春日大社の心遣いで普段入れない場所や灯籠の説明等、丁寧に説明して頂き、こども達も最後まで元氣に挨拶を交わっていました。こうして三日間の「こども伊勢参り」の旅は帰路に向かいこども達を保護者の元へ送り届けて大きな事故等もなく無事に終了致しました。

# 神宮大麻特別頒布優良奉仕者

春日神社 宮司 松浦謙二

平成二十九年大綱頒布における特別表彰が、平成三十年九月十七日に神宮にて行われました。この名誉に浴し、忝い思いも湧き、予期せぬ感激に対し、心からお礼申し上げます。

しかし、ここに至るまでのプロセスに少々の疑念も抱きました。表彰規定の中に、単年度だけの数字で判断を下していいのか？また神社の特性や私の取り組みまでの姿勢や考え方に、抵触する条項違反があったのではないかと等々です。

他の候補者に対して気恥ずかしい面もあり、疑念を抱きながら、真相が分からないままに神宮に向かいました。

結果、プロセスの疑いはともかく、全国三十二名の特別表彰者の中に加えて頂き、こういった機会を得られたことは無上の喜びであり、神宮の神徳光被を仰いだことに心からの感謝の意を申し上げたいと思います。

今回の増頒布は、神社庁頒布責任者よりのアドバイスも頂き、宮型の無料配布がきっかけとなりました。これを配る方々は、神棚の無い家、これから

祀りたい意思のある方にお頒ちわけすることを、確認し徹底することとしました。そこで「神宮大麻」の必要性や重要性を考え、全体総代会で相談した結果、「春日だより」なる広報誌を作成することになりました。御神札（おふだ）についてを取り上げ、神社庁教化資料も併せて掲載して総代さん経由で氏子さんへの配布を行って頂きました。また、社頭の参拝者に対して「氏神お札」とこの「神宮大麻」との併用を講話のなかで申し上げ、社頭授与にも役立ちました。

し各神社、観光案内所に置いてあります。これをみての参拝者もおられるので、家庭での神棚の在り様も進言していただきます。いずれにしても、手を合わす作法の励行者はあまりにも数が少なく、ましてや「神宮大麻」をまつる家庭も数えるしかありません。

我々の成す、また成さなければならぬ使命に、神社参拝者、敬神崇祖の参拝者が、足を

運んで頂ける神社運営をしなければなりません。そのための手法は「神まつり」の大和人の気質の再構築だろうと思います。「神宮大麻」を芯となし、大和心の広がりにも努めたいと思います。

【天照大御名となれば 光輝く世となるものを】（御製）また、朱印帳持参の方には、各神社の巡拝に感謝を申し上げた後、自分の住んでいる産土神社の存在がきわめて大きいこと、併せて「神宮大麻」のことも付け加え、

自意識の向上に繋がればの願いをこめて、参拝御札を申し上げます。

そして、倉敷都窪支部では、管内神社六十七社全社のリーフレットを作成

## 神宮大麻推進のお願い

神宮奉賛部長 高山 命之

九月二十日午後一時三十分より岡山県神社庁神殿において、平成三十年大綱頒布始奉告祭が斎行されました。神宮大麻・暦が神前に奉られ、佐々木副庁長が斎主となり祝詞を奏上

後、牧庁長等が玉串拝礼を行いました。祭典終了後、牧庁長と佐々木副庁長から各支部長に神宮大麻・暦と本社本庁幣帛料が授けられました。引き続き平成三十年神宮大宮司表彰が





行われ、神宮大宮司（代理久田哲也神宮参事）から表彰状と記念品が贈られました。また、平成二十九年度岡山県神社庁神宮大麻表彰式が行われ、牧庁長より表彰状と記念品が贈られました。表彰者を代表して、石上布都魂神社宮司物部明德氏より謝辞が述べられました。

午後三時より神宮大麻頒布推進会議が行われ、神宮大宮司（代理久田哲也神宮参事）と神社本庁統理（代理湯澤豊本宗奉賛部長）の挨拶が行われました。

続いて湯澤本宗奉賛部長より本庁の施策が発表され、第二期「三カ年継続神宮大麻都市頒布向上計画」の二年目の施策について説明がありました。

県神社庁神宮奉賛部長より平成三十年年度事業計画は、昨年に引き続きタウンメールによる推進とQRコード入りポ



スターを使って神宮大麻の頒布推進を行い、さらに今年度、モデル神社を選定し人的・物的支援により頒布推進を行う新しい施策の発表がありました。特に今回は、総代・神道青年協議会・神宮奉賛部の三者合同により、各家庭を訪問して神宮大麻の頒布推進を行うようにしました。神宮奉賛部が氏子地域での頒布活動を行うのは初めてであります。

平成三十年度神宮大麻暦頒布始奉告祭が各支部において終了し、神職・総代また奉仕者より氏子の皆様を始め崇敬者の方々に大麻が頒布されていることと思えます。また、正月にはご社頭においても頒布活動が行われるかと思えます。一体でも多く頒布できます様お願い申し上げます。また、平成三十年七月には豪雨災害が発生し頒布活動も厳しい神社も多々あるかと思えますが、「お伊勢さま」と「氏神様」のご加護を氏子の皆様にお頒布下さいます様お願い申し上げます。

最後に神社新報第三四一七号の（二）面の中に、静岡県秋葉山本宮秋葉神社「禰宜 河村忠伸氏の「神宮大麻と神職」投稿の記事をご覧ください。神宮大麻を頒布する意義等書かれており、一読する価値があります。

### 平成29年度 県神社庁神宮大麻関係表彰

神宮大麻関係表彰三条二号（個人表彰）	神宮大麻関係表彰三条一号（神社・団体表彰）
川上支部 美作支部	東備支部 吉備支部 川上支部 新見支部 美作支部
布寄神社責任役員 春日神社	由加神社 加茂神社 諏訪神社 八幡神社
川上 雅裕	
土居 能明	

### 平成30年 神宮大麻頒布大宮司表彰

神職以外	神職	神宮大麻頒布優良奉仕者	吉備支部	神宮大麻特別頒布優良奉仕者	美作支部	吉備支部	神宮大麻頒布優良支部
高梁支部 吉備支部 井笠支部 玉島浅口支部 津山支部 岡山県神社庁	眞庭支部 美作支部 新見支部 新見支部 御津支部 御津支部 玉島浅口支部 児島支部 津山支部	西園神社宮司	松浦 謙二	高野神社宮司 藤田神社宮司 戸島神社宮司 化氣神社宮司 石上布都魂神社宮司 獅子山八幡宮宮司 國司神社宮司 大宮神社宮司 瀧神社宮司 岡山県神社庁参事 徳守神社責任役員 八幡神社総代 八幡神社責任役員 矢掛神社責任役員 八幡神社責任役員 岩牟良神社責任役員			
渡辺 勝弘	中島 良介 難波 宗隆 物部 明德 草地 知之 桑野 重臣 今井 伸 河原 重彦						

平成三十年度

# 中国地区教化会議

教化委員会 副委員長 福田真人

八月二十七日、二十八日、島根県神社庁主管で、中国地区神社庁教化会議が出雲市のホテル武志山荘で行われた。

岡山県からは太田教化委員長、根石、福田副委員長の三名の出席であった。

一行は、途中ご当地名物しじみラーメンなどで腹ごしらえし、集合場所のグリーンホテルモリスに無事到着。各県が揃って、バスで近くの武志山荘に移動。開会式後、すぐ島根県錦田教化委員長の議長で教化会議が始まった。

今回は、地区の教化講師の出席はなく、また、神社庁も担当県を除けば、広島県の参事が出席したのみ。担当県は、庁長、副庁長、参事、主事と勢ぞろいで、合計二十名であった。

議事一、宮守制度の事前調査の結果について、アンケートから電話調査までをまとめ現状報告があり、過疎化、高齢化地域の神社運営に生かす方法を模索、時間をかけて考えて行く。さら

に島根県担当で調査を進めていくことになった。

議事二、過疎地域神社活性化推進施策の活動状況について、各県から報告があった。

議事三、三ヶ年継続神宮大麻都市頒布向上計画地区助成金の活用について、は今年度は島根県が担当。ふるさと便のチラシと大麻用の袋の作成案が提示された。これについて、各県からの意見が様々あり、中国五県で分ける回数が行き渡らないこともあり、ポスターにしてはどうかという案が出て議決され、校正については各県教化委員長に承認を受けたのち、印刷されることになった。

報告事項として各県の事業報告、計画の報告があった。

その他として、神社本庁定例評議員会における提出議案処理方針についての報告があり、その内容、又本庁からの返信について、各県熱く討議した。

続いて、島根の錦田委員長が、島根県内のケーブルテレビ網で受け持っている、神社や日本の慣わしについて説明する「教えて！よこやさん」という番組について、番組を見ながら説明いただいた。月一本、年間十二本の制作で、十五分番組。ケーブルテレビなので何回も繰り返しされるであろうこの番組は、かなりの広報効果がありそうだ。

最後に当県太田委員長から、昨年の地区の教化委員会で議決されたことの経過と処理方法について意見があり、議事は終了した。

二日目は、万九千神社、立虫神社の正式参拝、荒神谷遺跡、博物館見学などした後、出雲そばの名店で昼食後解散となった。





# 小林やすひろの神社法律相談

近年、県内神社も法律上のトラブルに巻き込まれ、弁護士に相談するケースが出てきていることから、小林裕彦弁護士に岡山県神社庁の顧問弁護士をお願いしています。

今回は小林弁護士に被災した時に関する基本的な法律について説明していただきます。



岡山県神社庁  
顧問弁護士  
小林 裕彦  
こばやし やす ひこ

## プロフィール

昭和35年大阪市生まれ。昭和59年3月に一橋大学法学部を卒業後、労働省（現厚生労働省）勤務を経て、平成4年4月に弁護士登録。専門は企業法務、民事事件、行政法務等。政府地方制度調査会委員、岡山大学経営協議会委員、岡山弁護士会副会長等を歴任。

## 小林裕彦法律事務所

岡山市北区弓之町2番15号 弓之町シティセンタービル6階  
TEL.086-225-0091 FAX.086-225-0092

### 集中豪雨による土砂の流入 ―被災時における法律問題―

（相談）

当社の境内に、集中豪雨の影響で、土砂や瓦礫が流入してしまいました。その際、当社が借りていた動産が滅失してしまいましたが、法的にどのように対応すればいいのでしょうか。

（回答）

一、土砂や瓦礫が流入した場合にはどのように対応すればいい？

原則として、土地の所有者は、敷地内に流入してきた他人の所有物を撤去することを、その所有者に対して求めることができます。

しかし、法的な手段を用いず直接的な実力の行使によって権利の実現を図ることについて、法律上、一般的に自力救済といわれているところ、このような自力救済は、原則として違法となります。そのため、所有者が明らかとなつている他人の物について勝手に撤去して処分した場合には、自力救済で

あるとして損害賠償責任を負う可能性があります。ですので、注意する必要があります。

御相談の場合でも、土砂や瓦礫が流入した土地の所有者である貴社は、その土砂や瓦礫の所有者に対して、撤去を求めることができます。もともと、大規模な災害における土砂や瓦礫の流入の場合、そもそもこれらの所有者が誰であるのか不明であることが多いため、誰に對して請求すればいいのかを判断することが困難であることが多いと思われまふ。そのため、このような場合には、近隣の方等との話し合いや協力の上、これらを撤去していく方がよい場合もあります。

また、災害救助法の適用がある地域では、行政が土砂等を撤去してくれる場合もあります。そのため、行政とも相談をして対応していくことが考えられます。

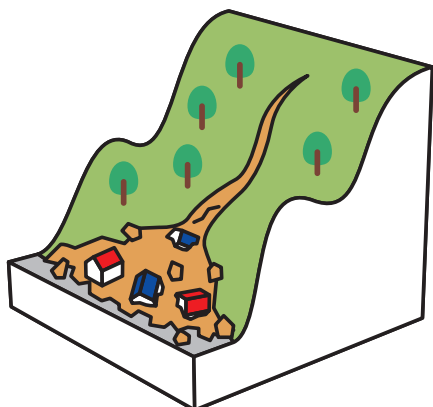
二、借りていた動産が滅失した場合に  
はどうなる？

賃借人は、賃貸借契約の目的物について、善良な管理者の注意をもって保存する義務を負いますが、予見できないような集中豪雨によって滅失したような場合には、このような善管注意義務違反にはならないと考えられるとこ

ろです。そのため、御相談の場合でも、当然には損害賠償責任を負わないと考えられるところではあります。

三、災害に對処していくにあたって  
災害が発生した場合、その後の段階で様々な法律問題が生じることが考えられます。このような問題についても、法律上どのようにしていけばいいのか、どのようなことができるのかを検討する必要があります。また、このような問題は、ときには法律を機械的に適用するのではなく、話し合いや協力によって解決した方が望ましい場合も考えられます。

災害に際して法的にどのように対応していけばいいのか等について対策を考えた場合には、弁護士等の専門家に御相談することをお勧めします。



名誉宮司

年月日	鎮座地	神社名	氏名
30・7・18	岡山市東区中尾	熱田八幡宮	三宅 利範
30・9・15	高梁市成羽町成羽	伊弉諾神社	干田尾 悟

神職任免

就任発令の部

年月日	鎮座地	神社名	本兼務職	氏名
30・7・9	倉敷市本町	阿智神社	本 権禰宜	河本 祐歩
30・7・14	加賀郡吉備中央町尾原	重岡神社	本 宮司	杉田 誠
30・7・20	岡山市中区東山	玉井宮東照宮	本 権禰宜	佐々木浩之
30・8・22	新見市長屋	藤木神社	本 宮司	渡邊 重彦
30・8・22	新見市草間	岩山神社	本 宮司	渡邊 正守
30・8・23	加賀郡吉備中央町案田	化氣神社	本 宮司	小倉 孝男
30・8・23	加賀郡吉備中央町案田	化氣神社	本 禰宜	草地 裕介
30・11・1	真庭市佐引	上諏訪神社	本 宮司	近藤 有生

退任発令の部

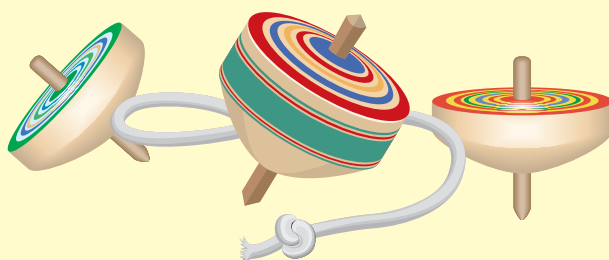
年月日	鎮座地	神社名	本兼務職	氏名
30・8・22	加賀郡吉備中央町案田	化氣神社	本 宮司	草地 知之
30・8・22	岡山市東区内ヶ原	津宮八幡宮	本 宮司	中田 保

神職帰幽

年月日	鎮座地	神社名	本兼務職	氏名	現身分	享年
30・10・11	真庭市佐引	上諏訪神社	本 宮司	近藤 幹晴	三級	78
30・10・30	美作市安蘇	杉神社	本 宮司	井上 静	三級	92

閉庁のお知らせ

平成 30 年 12 月 29 日～  
平成 31 年 1 月 4 日  
年末年始





# 庁 務 日 誌 抄

平成30年7月1日～平成30年11月30日

7月	
2日	月次祭
4日	教化委員会総会／神宮奉賛部会／広報部会
5日	神青協役員会
9日	祭祀委員会役員会・総会／祭祀舞部会／特殊神事部会
13日	総代会監査会・役員会
17日	神青協広報部会
18日	役員会
20日	総代会評議員会（ピュアリティまきび）
23日	祭儀部会
24日	庁報発送作業
25日	神政連監査会・役員会
30日	雅楽部会

8月	
1日	月次祭
2日	神青協広報部会
3日	神政連代議員会
6日	研修企画室／祭祀舞部会
8日	全国教育関係神職協議会全国大会 1 日目 (岡山国際ホテル)
9日	全国教育関係神職協議会全国大会 2 日目 (岡山国際ホテル)
10日	役員会／育成部会
20日	こども伊勢まいり 1 日目
21日	こども伊勢まいり 2 日目
22日	こども伊勢まいり 3 日目 監査会／神青協沖繩県慰霊祭習礼
27日	神社本庁教誨師研究会 1 日目 (グランヴィア岡山)
28日	神社本庁教誨師研究会 2 日目 (グランヴィア岡山) 役員会／身分選考表彰委員会／祭祀舞研修会
30日	雅楽部会

9月	
3日	二級伝達式
4日	月次祭／神宮奉賛部会／祭祀委員会頒布始奉告祭習礼
7日	女子神役員会
12日	育成部会／神政連講演会 (岡山プラザホテル)
14日	神青協広報部会
18日	祭祀舞部会／広報部会
20日	神宮大麻暦頒布始奉告祭・神宮頒布推進会議
25日	財務委員会
27日	総務委員会

10月	
1日	月次祭
2日	役員会／身分選考表彰委員会／神青協広報部会
22日	祭祀舞部会
29日	正副庁長会／防災点検
30日	雅楽部会／神宮奉賛部会

11月	
1日	月次祭
6日	神青協役員会／岡山八幡会
7日	中国地区神社庁職員研修会 1 日目 (広島県)
8日	中国地区神社庁職員研修会 2 日目 (広島県)
12日	臨時協議委員会／役員会
14日	祭儀部会
16日	事業部会／神青協広報部会
19日	過疎地域神社活性化推進特区指定書交付式
21日	中国地区神社庁システム説明会
22日	総務委員会／特殊神事部会
26日	新穀感謝祭 1 日目／祭祀舞部会
27日	新穀感謝祭 2 日目 (参拝日)／雅楽部会
28日	新穀感謝祭 3 日目／神青協役員会
29日	二級伝達式
30日	世界連邦岡山県宗教者大会 (さん太ホール)

# 平成最後の皇居参拝旅行

- 旅行日程：平成 31 年 3 月 14 日 (木) ～ 3 月 15 日 (金) 1 泊 2 日
- 旅行代金：お一人様 57,500 円 (全行程表記載の交通費、宿泊代 1 泊 2 食、食事代、入場料、保険料)
- 募集人員：80 名 (定員になり次第締め切りさせていただきます) ■ 最少催行人員：40 名

また改めて正式パンフレットはお配りいたします。

スケジュール	
①	《岡山空港直接集合》 JAL234 岡山空港 → 羽田空港 (10:00 → 11:15) 鬼怒川温泉 (泊) (18:00) 一般参観 皇居昼食・特別参拝 (11:45 → 12:30) <東北自動車道> (12:30～15:00)
	日光世界遺産めぐり ホテル (7:30) 日光東照宮 (自由)・日光二荒山神社 (正式) (8:00～10:30) 華厳の滝/中禅寺湖 (11:00 [昼食] 12:30) <東北自動車道> JAL239 羽田空港 → 岡山空港 (15:30 → 16:30) (17:45)

※上記行程、時間は運輸機関・道路事情などにより、変更になる場合がございます。※食事回数：朝 1 回 昼 2 回 夜 1 回

※お取消しの場合は以下の取消料がかかります。なお、旅行契約の解除期日とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

旅行契約の解除期日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20 日目にあたる日以降 8 日目にあたる日まで	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目にあたる日以降 2 日目にあたる日まで	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始日当日	旅行代金の 50%
旅行開始後又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%

■ 事業企画  
**岡山県神社庁** 岡山市中区奥市 3-2-2 TEL: 086-270-2122  
 ■ 後援  
**岡山県神社総代会**

■ 旅行企画・実施 観光庁長官登録旅行業第 38 号  
**東武トップツアーズ株式会社 岡山支店**  
 住所：岡山市北区磨屋町 10-20 磨屋町ビル 8 階  
 TEL: 086-225-1746  
 営業日 平日 9:00～18:00 (土日祝日休業)  
 JATA 正会員 ボンド保証会員  
 総合旅行業務取扱管理者：天川 隆史 担当者：平松・星川

空港までの送迎をご希望の方は有料でお手配いたします。

## あとがき

今号は県内各地に被害をもたらした西日本豪雨災害で、被災されました真備地区の神社、宮司様、支部にご協力いただいた、記事、写真などを、なるべくたくさん載せるべく、恒例の記事を幾つかカットしてあります。未曾有の大災害で、被災した地区では、いまだ建物にも手付かずの状態が数多く見られます。

ボランティア団体もたくさんの方が入って、毎日地元の要望に応えている模様で、私の本務神社会館に七月中旬からずっと滞在している団体の代表は、「各地の災害現場でボランティアをしてきたが、今回のこの地区の災害は最大級の被災ぶり。当初年内には解散できるかと思っていたが、少なくとも三月いっぱい必要とされるだろう。」と話してくれました。そんな中、地鎮祭をされる家もだんだん見受けられるようになってきたとのことでした。

復興への道のりは、まだまだ遠く果てしないとお感じの方も多いと思われるます。

被災されております神社やその氏子の皆様に改めてお見舞い申し上げます。一日も早い復興をお祈り申し上げます。

広報部長 福田